

令和2年4月9日

障害福祉サービス利用者 各位

特定非営利活動法人ウェルネットさんだ  
代表理事 江原伯陽

### 「緊急事態宣言」を受けてのウェルネットさんだの今後の対応について

平素はウェルネットさんだの活動にご理解・ご協力くださり、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、政府より「緊急事態宣言」が発令され、兵庫県もその対象地域に指定されました。兵庫県の対応として、緊急事態措置を実施するとともに、障害福祉サービス事業所に対しての要請が出されました。つきましては、これらに対するウェルネットさんだの対応を下記の通りまとめましたので、ご連絡させていただきます。利用者の皆様にはご不便をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力の程、よろしく願います。

#### 記

### 【通所(生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援B型)と短期入所について】

障害福祉サービス（通所・短期入所）に対する兵庫県の要請は次の通りです。

#### 《兵庫県の要請（抜粋）》

- 1 感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とする。
- 2 ただし、クラスター発生のリスク軽減の観点から、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めること。  
また、地域において感染が著しく拡大している場合等で、職員や利用者に感染する恐れがある場合や事業所での支援を継続することが困難と判断される場合には、利用人数を制限する、或いは臨時休業も検討するなど、柔軟な対応を図ること。

ウェルネットさんだといたしましても、この兵庫県の要請に従い、通所サービス（生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援B型）と短期入所は原則継続いたします。

兵庫県の要請にもありますように、クラスター発生のリスク軽減のため、居宅等で過ごすことが可能な方は利用の自粛にご協力をお願いします。キャンセル料は発生いたしません。職員配置の変更等がございますので、できるだけお早めにご連絡をいただけますと助かります。

今後、三田市周辺において感染が拡大する等の事態が発生した場合は、利用人数の制限等の検討をさせていただきますので、ご理解の程よろしく願います。

また、新規の利用希望者に関しましては、当面の間、原則として受け入れをいたしませんのでご了承ください。

## 【移動支援、同行援護、重度訪問介護(外出を伴う)について】

兵庫県の緊急事態措置の中で、外出に関する要請は次のようになっています。

### 外出自粛要請（法第45条第1項）

- 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請
  - ・特に、東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来の自粛
  - ・夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛
  - ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛
- 自粛の対象とならない外出の例は、次の通り  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩 等
- 「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

ウェルネットさんだといたしましては、この兵庫県の要請に基づき、不要不急の外出をお控えいただくようお願いするとともに、次のような内容の外出につきましては、行き先の変更や支援時間の短縮等をお願いいたします。

- ・カラオケやボーリング場、映画館、ゲームセンター等の娯楽施設や公衆温泉等への外出
- ・「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントへの外出
- ・人口の多い都市部（人口密集地）への外出
- ・公共交通機関の利用を伴う遠方への外出
- ・その他、感染の恐れが高いとウェルネットさんだが判断する場所への外出

尚、近所の店舗での買い物や公園等での運動、近所の散歩等の支援に関しましてはこれまで通り継続してまいります。

## 【その他のサービス(居宅介護、重度訪問介護)と全体共通事項について】

その他のサービス（居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）、重度訪問介護（外出を伴わない））につきましては、原則としてこれまで通り継続いたします。

また、すべてのサービスに共通して、引き続き、サービス利用前の検温にご協力くださいますようお願いいたします。また、ご家族等が感染を疑われる場合は事前にご連絡いただきませうようお願いいたします。

以上